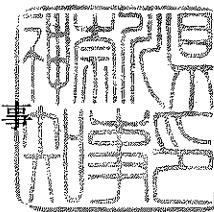


水 第 1 2 2 7 号
令和3年5月19日

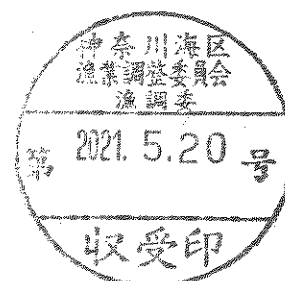
神奈川海区漁業調整委員会会長 殿

神奈川県知事



くろまぐろに関する令和3管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）

このことについて、漁業法第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量を別紙のとおり変更したいので、同条第5項で準用する同条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。



くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 3 管理年度（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの期間をいう。）における漁業法第 16 条第 1 項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第 4 項の規定に基づき公表する。

令和 年 月 日

神奈川県知事 黒岩祐治

第一 くろまぐろ（小型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

44.1 トン

- 2 知事管理区分に配分する数量等

都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち 3.3 トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）	1.6 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）	3.6 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）	13.6 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）	2.0 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4月から6月まで）	1.1 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（7月から9月まで）	8.2 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（10月から12月まで）	10.2 トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（1月から3月まで）	0.5 トン

第二 くろまぐろ（大型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

10.8 トン

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（大型魚）漁業	10.8 トン

くろまぐろに関する令和3管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量 新旧対照表 (案)

変更後		変更前	
くろまぐろ (小型魚) 及びくろまぐろ (大型魚) に関する令和3管理年度 (令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。) における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第4項の規定に基づき公表する。	くろまぐろ (小型魚) 及びくろまぐろ (大型魚) に関する令和3管理年度 (令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。) における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。	令和3年4月1日	令和3年4月1日
神奈川県知事 黒岩祐治	神奈川県知事 黒岩祐治		神奈川県知事 黒岩祐治
第一 くろまぐろ (小型魚)	第一 くろまぐろ (小型魚)		
1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 44.1 トン	1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 32.9 トン		
2 知事管理区分に配分する数量等 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち3.3トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。	2 知事管理区分に配分する数量等 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち3.3トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。		
知事管理区分	知事管理区分	配分する数量	配分する数量
神奈川県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業 (4月から6月まで)	神奈川県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業 (4月から6月まで)	1.6 トン	1.1 トン
神奈川県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業 (7月から9月まで)	神奈川県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業 (7月から9月まで)	3.6 トン	2.5 トン
神奈川県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業 (10月から12月まで)	神奈川県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業 (10月から12月まで)	13.6 トン	9.5 トン
神奈川県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業 (1月から3月まで)	神奈川県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業 (1月から3月まで)	2.0 トン	1.4 トン

月まで		
神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (4月から6月まで)	1.1 トン	0.8 トン
神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (7月から9月まで)	8.2 トン	6.2 トン
神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (10月から12月まで)	10.2 トン	7.7 トン
神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (1月から3月まで)	0.5 トン	0.4 トン

第二 くろまぐろ (大型魚)

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

10.8 トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ (大型魚) 漁業	10.8 トン

第二 くろまぐろ (大型魚)

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

6.1 トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ (大型魚) 漁業	6.1 トン

3 水管第 443 号
令和 3 年 5 月 14 日

神奈川県知事 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

くろまぐろに関する令和 3 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

くろまぐろに関する令和 3 管理年度における都道府県別漁獲可能量について、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号) 第 15 条第 6 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和 3 管理年度における都道府県別漁獲可能量

特定水産資源	定めた都道府県別漁獲可能量 (神奈川県分)
くろまぐろ (小型魚)	44.1 トン
くろまぐろ (大型魚)	10.8 トン



くろまぐろに関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更 (追加割当て) の考え方について

○令和3年5月14日付け3水管第443号により農林水産大臣より通知があり、本県に対するくろまぐろの漁獲可能量に変更(追加)されました。これに伴い、漁業種類別、期間別の管理を定めた、「くろまぐろに関する令和3管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量」(以下、「知事管理可能量」という。)を変更する必要があります。

○今回のくろまぐろの漁獲可能量の変更(追加)は、第6管理期間(令和2年4月1日～令和3年3月31日)における我が国のくろまぐろの漁獲可能量に未消化が生じたため、国際的な取り決めにより、その一部を翌管理期間である令和3管理年度に繰越した事等によるものです。

○大型魚(30kg以上)については、漁業種類別、期間別による管理を行っていないため、追加の割当てをそのまま知事管理可能量に反映することとします。一方、小型魚(30kg未満)については、漁業種類別、期間別の管理を実施しているため、割当ての方法を検討する必要があります。

○水産庁の方針として、各都道府県における第6管理期間の未利用分については、当初配分量の10%を上限として、令和3管理年度に繰越すこととされました。このため、小型魚については、漁業種類ごとの第6管理期間の当初割当量の10%を上限として、未利用分を当該漁業種類へ優先的に割当てることとします。

○上記の優先的な割当てを実施した残りについては、令和3管理年度の当初割当量の比率により、漁船漁業等と定置漁業に按分します。それぞれの漁業種類における期間別の割当てについては、令和3管理年度当初に定めた、四半期ごとの比率に応じて按分します。

第6管理期間未利用分の令和3管理年度への繰越し (t)

		漁船漁業	定置漁業
1	第6管理期間当初割当量…①	15.5	14.1
2	第6管理期間当初割当量の10%(繰越し上限)…②	1.5	1.4
3	第6管理期間における採捕量合計…③	0.2351	20.6766
4	当初割当量に対する未利用分…①-③	15.265	-6.5766
5	令和3管理年度への繰越し…⑤	1.5	-

令和3年管理年度へ
優先的に割当て

令和3管理年度における追加割当ての計算

		漁船漁業	定置漁業
6	小型魚の追加割当量(t)…⑥	11.2	
7	令和3管理年度への繰越し=⑤	1.5	-
8	両漁業種類で按分する割当量(t)…⑥-⑤=⑦	9.7	
9	令和3管理年度の当初割当量(t)	14.5	15.1
10	令和3管理年度の当初割当量の比率(%)…⑧	49	51
11	両漁業種類で按分…⑦を⑧の比率で按分=⑨	4.8	4.9
12	漁業種類別の追加割当量(t)…⑤+⑨=⑩	6.3	4.9
13	R3年4～6月追加分(⑩を四半期の比率で按分)	0.5	0.3
14	R3年7～9月追加分(⑩を四半期の比率で按分)	1.1	2.0
15	R3年10～12月追加分(⑩を四半期の比率で按分)	4.1	2.5
16	R4年1～3月追加分(⑩を四半期の比率で按分)	0.6	0.1